

令和8年度 第1回 松本市歴史的風致維持向上協議会 議事録

令和8年7月7日（火） 午前10：30～午前11：45
松本市立博物館 講堂

1 開会

- ・委員改選により、10名の委員を委嘱
- ・委員出欠状況報告

協議会委員の総数は10名（うち代理出席2名）

- ・会議成立報告

松本市歴史的風致維持向上協議会設置要綱第5条第2項に基づき、委員の過半数が出席のため、会議成立の報告

（司会進行 中心市街地活性本部 奥原次長）

2 あいさつ

（中心市街地活性本部 岩渕本部長 あいさつ）

3 自己紹介

- ・委員紹介
- ・出席職員紹介

4 会長及び副会長選出

- ・会長に梅干野委員、副会長に熊谷委員が選出され、承認された。

5 議事

（議事進行 梅干野会長）

- ・松本市歴史的風致維持向上協議会設置要綱第5条第1項に基づき、会長が議事進行
- ・報告事項1「前回協議会の指摘事項及び取組み等について」
- ・協議事項1「松本市近代遺産の取組みについて」

(1) 報告事項資料説明：前回協議会の指摘事項及び取組み等について

資料1により事務局より説明（中心市街地活性本部 荒井技師）

【協議・意見】

（米山委員）

中間評価の住民意見について、対象者及びアンケート回答人数を記載すると良い。

（荒井技師）

対象者及びアンケート回答人数を記載する。

(2) 協議事項資料説明：松本市近代遺産の取組みについて

資料2により事務局より説明（中心市街地活性本部 荒井技師）

【協議・意見】

（梅干野会長）

令和6年度に実施したアンケート調査で判明した結果に対し、どれだけ近代遺産所有者に寄り添えるかが今回の協議会のポイントである。

（岩渕本部長）

資料の補足だが、近代遺産所有者の意向は「近代遺産を守りたい」という意識が強い。しかし、所有者から求められている補助金は、財政面などから厳しいので、それ以外の面で対応を模索してきた。

市は、近代遺産所有者に対して定期的な情報提供を行っているが、近代遺産所有者とのコミュニケーション方法を模索している。定期的な情報提供を継続したうえで、改めて近代遺産所有者の意向を確認したい。

（山本委員）

近代遺産所有者へのアンケートは既に実施しているため、実施しなくて良いと考える。それよりも、近代遺産について市民へ周知することも大切であるため、市民へのアンケートを実施してはどうだろうか。市民への周知やアンケートを行うことで、市民にも歴史的風致の理念が伝わっていく。また、松本は観光客が多く、特に欧米系の外国人が多い。そのため、観光客に対して、松本の古き良き建物や景色を伝えるのはどうかだろうか。周知の対象については、違った視点で考えて欲しい。

（荒井技師）

近代遺産所有者だけでなく、市民にも近代遺産を知ってもらえるよう、アンケート実施方法や対象について検討する。

（梅干野会長）

近代遺産所有者に対してアンケートを実施するのであれば、所有者に有益な情報を掲載するなど工夫が必要である。

（熊谷副会長）

近代遺産を遺していくためには、市民の近代遺産に対する意識を高めていく必要がある。具体的には、毎年冬に実施される「松本市景観シンポジウム」の場で近代遺産を知ってもらうためのブースを設けたり、マツモト建築芸術祭で近代遺産を巡ってもらったりするのはどうか。他にも、近代遺産に関するパンフレットをまちなかへ置いたり、クラフトフェアまつもとでブースを設けたりする方法もある。

仮に、松本市で大規模な地震等が発生した場合、壊れてしまった近代遺産が復元されないのは悲しいことである。そうしたことが発生してしまった場合でも、松本市に近代遺産を遺すこと・復元することが大切だという意識が、市民に芽生えると良い。

（荒井技師）

今後は、災害等の発生時に関する視点を取り入れていく。

（土屋委員代理）

アンケートを実施するのではなく、近代遺産所有者を対象として相談窓口を作ってしまった方が良い。令和6年度に実施されたアンケート結果を見ると、建造物が近代遺産に登録されていることを知らなかった所有者が2割もいる。この原因は相続の際に、建造物が近代遺産に登録されていることが引き継がれていないのではないか。この問題を解決するのであれば、建造物の生前贈与を実施することで、近代遺産がしっかりと継承されていく。空き家対策事業と絡めて、所有者に制度等を活用してもらうことが必要である。

（原委員）

文化財においても同様のことが言えるが、近代遺産に関する周知が足りていない。アンケート調査をすることも大切だが、近代遺産の周知に力を入れ、近代遺産がより身近なものになると良い。

（梅干野会長）

このような意見が委員から出ているため、近代遺産所有者を対象とした相談窓口を設け、初回の会合をキックオフミーティングとして開催するなどしてはどうか。また、国登録有形文化財についてであるが、地域によっては所有者の会が組織されている事例もある。相談窓口や所有者の会を設けることが、近代遺産所有者への啓発につながっていくのではないか。

（荒井技師）

相談窓口や所有者の会を、近代遺産所有者らが必要としているか調査し、これらの実施を検討する。

(米山委員)

近代遺産に関する相談窓口を実施するのであれば、近代遺産の所有者ではない市民も参加させた方がよい。

(梅干野会長)

情報提供になるが、令和8年2月に国土交通省から「地域の再生に向けた景観・歴史・文化の積極活用～景観・歴まちの新展開（景観・歴まち2.0）～」(以下、「景観・歴まち2.0」と言う。)という提言がプレスリリースされましたので、皆様後程ご覧いただきたい。この景観・歴まち2.0が公表されたことで、地域資源を保全するだけでなく、より積極的に活用するため、歴史まちづくり行政と景観行政が次のステージに進むことができる。

この景観・歴まち2.0で注目すべき点として、歴史まちづくり計画の裾野を広げ、全国で歴史まちづくりを推進していくために、歴まち計画の重点区域に含まれることが要件となっている文化財の範囲を拡大することが適当だという方向性が示された。国登録文化財、地方公共団体指定文化財等の、国の価値づけがある文化財や、地域において規制措置が講じられている文化財を対象に範囲を拡大するとの考えである。対象の範囲が拡大することは、地域の魅力を高め、地方への人の流れを取り戻すことにつながる。

景観・歴まち2.0の提言を踏まえ、今後の国土交通省の取組みについても知ってもらえればと思う。また、この提言に関連して、県の方から現在の状況をご説明していただければありがたい。

(岡田委員代理)

景観・歴まち2.0の提言により、国の重要文化財等が必須な歴史まちづくり計画の作成の文化財要件が拡大され、国の登録文化財や市町村指定の文化財等にも対象が拡大された。これはとても大きい変化であった。県としても、歴史まちづくり計画の裾野を広げ、全国で歴史まちづくりを推進していくために、協力していきたい。

(岩渕本部長)

景観・歴まち2.0の提言について情報を共有していただき、ありがとうございます。松本市近代遺産を、今後とも持続・発展させていくために、国の制度等を活用させていきたい。

(米山委員)

松本市近代遺産の重点地区範囲は、城下町がベースになっているが、これを見直してはどうだろうか。松本市の近代化は養蚕業の貢献が大きいですが、養蚕業への理解が少ない。そのため、養蚕業等といった別のテーマを設定して、新しい重点地区範囲を考えていきたい。

(岩渕本部長)

重点地区範囲の見直しについては、次の松本市歴史的風致維持向上計画改定のタイミングと考えている。

6 その他

(1) 次回の会議について

次回の協議会の開催については、今後調整をしたうえで連絡したい。

(2) 本庁舎側敷地利活用検討に関する周知

市役所庁舎建替えに伴い、現在の本庁舎敷地は更地になる。本庁舎側敷地の整備・利活用は、新庁舎供用開始後の10年以上先になると見込まれることから、市民等の興味や関心を持続、向上し、将来に引き継ぐ視点で連続セミナーを開催します。重点地区範囲の見直しについては、次の松本市歴史的風致維持向上計画改定のタイミングと考えている。

7 閉会

(司会進行 中心市街地活性本部 奥原次長)

以上終了(協議時間：1時間15分)